

令和9年度版 福井市ご遺族サポートハンドブック無償提供にかかる仕様書

1 発行日及び提供期間

発行日:令和9年4月(予定)

提供期間:令和9年4月から令和10年3月まで

(提供開始日及び配布終了日は、納品状況により変動する場合があります。)

無償提供にかかる協定は最長3年として締結することができる。

2 規格及び作成予定部数

規格:A4判・縦サイズ・中綴じ

ページ数:40ページ(情報量により前後する可能性あり)

部数:5, 200部

色:フルカラー

3 内容

- ・ご遺族が市役所で行う手続きや市役所以外で行う主な手続きに関する情報、戸籍謄本等について、遺品の処分、空き家についての情報等
- ・その他ご遺族に役立つ情報
- ・ご遺族に対して適した内容、信用性・信頼性の高い内容、表現であること。

4 広告

- ・無償提供事業者は、ご遺族ハンドブックの誌面に広告を掲載できるものとし、その広告の掲載によって得られる収入は、無償提供事業者に帰属するものとする。
- ・広告掲載料が確保できなかった場合でも納品を保証するものとする。
- ・全誌面に占める広告の割合は、25%以下とする。なお、表紙・表紙裏・裏表紙への広告掲載は不可とする。
- ・広告の募集については、一切の業務を無償提供事業者の責任において行うものとする。市は営業活動への同行や広告主への電話依頼等、直接募集に関わることはしないが、広告募集開始時期における事業 PR については、市が広報紙等を通じて行うものとする。
- ・広告内容は、「福井市広告事業実施要綱」を遵守するものとし、広告とそれ以外の情報とは、明確に区別できるように掲載するものとする。なお、無償提供事業者は、掲載する広告主及び広告内容について、事前に市に報告し、審査を受けなければならない。
- ・広告内容に「広告主名称」「連絡先電話番号」を明記するものとする。また、広告に関する問い合わせがあった場合は、事業者が全て対応するものとする。
- ・広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則、広告掲載枠の下方に次の内容を付記するものとする。ただし、広告媒体及び広告掲載枠の大きさ等により、記載場所・内容等については協議の上、決定するものとする。
(例)「福井市では、市有資産を活用し、広告事業に取り組んでいます。」

5 校正

校正は 3 回程度とする。

6 納品方法

- ・無償提供事業者は、ご遺族ハンドブックを市民課に納品するものとする。
- ・納品回数及び納品日は協定締結時に双方による協議の上、定めるものとする。

7 その他

- ・無償提供事業者は、ご遺族ハンドブックの内容に関する苦情及びその他問題が発生したときは、市と協力し、誠意をもってすみやかに解決に努めるものとする。
- ・市から提供する情報については市が、それ以外の情報については無償提供事業者が著作権を持ち、責任を負う。
- ・ご遺族ハンドブックの企画・編集、印刷・製本など、発行に要する全ての経費は、無償提供事業者が集める広告収入等により全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。
- ・無償提供事業者は、ご遺族ハンドブックの全ページの PDF データを納入する。
- ・協定の期間については、協定締結時に双方による協議の上、定めるものとする。